

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の禁止行為として、①減額又は買ったたき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、失効前に行われた転嫁拒否行為に対しては、引き続き、同法に基づいて、迅速かつ厳正に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

令和2年度においては、553件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受身的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

令和2年度においても転嫁拒否行為を監視するため、令和2年5月以降、令和元年度に引き続き中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（約280万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。また、令和2年10月以降、中小企業庁と合同で、個人事業者（約350万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。

また、公正取引委員会は、前記の中小企業・小規模事業者等に対する書面調査とは別

に、転嫁拒否行為に関する情報収集の観点から、令和2年5月、大規模小売事業者・大企業等（買手側。約8万名）に対し、消費税転嫁対策特別措置法第15条第1項に基づく報告義務を課した書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、令和2年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、1,430名の事業者及び892の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとしており、令和2年度においては30回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき速やかに調査を行った。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和2年度においては、5件について勧告を行い、280件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和2年度	5 (2)	280 (15)
令和元年度	6 (0)	743 (18)
累 計 (注1)	59 (13)	3,439 (189)

(注1) 平成25年10月から令和3年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和2年度			令和元年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	40	40	1	85	86	5	409	414
製造業	1	48	49	0	107	107	2	786	788
情報通信業	1	26	27	2	53	55	9	289	298
運輸業（道路貨物運送業等）	1	11	12	0	26	26	2	180	182
卸売業	0	13	13	0	57	57	1	243	244
小売業	2	23	25	0	85	85	13	381	394
不動産業	0	21	21	1	68	69	9	192	201
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	12	12	1	18	19	1	155	156
学校教育・教育支援業	0	14	14	1	13	14	4	80	84
その他 (注4)	0	72	72	0	231	231	13	724	737
合 計	5	280	285	6	743	749	59	3,439	3,498

(注3) 平成25年10月から令和3年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和2年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）が40件、買ったたき（同法第3条第1号後段）が278件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が3件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	令和2年度			令和元年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	40	40	2	216	218	6	384	390
買いたたき	5	273	278	4	664	668	57	3,020	3,077
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	21	21	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	3	3	0	21	21	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	5	280	285	6	743	749	59	3,439	3,498

（注6）平成25年10月から令和3年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者279名から、特定供給事業者4万6504名に対し、総額7億3257万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和2年度	令和元年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	279名	276名	2,039名
原状回復を受けた特定供給事業者数	46,504名	68,951名	276,515名
原状回復額（注9）	7億3257万円	38億2122万円	81億9461万円

（注8）平成26年4月から令和3年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 勧告事件及び主な指導事例

令和2年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
小売業 (2.6.10勧告)	衣料品等の小売業を営んでいた㈱はるやまホールディングスは、店舗等の賃貸人の一部に対し、平成26年4月分から平成29年1月分までの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。 衣料品等の小売業を営むはるやま商事㈱は、店舗等の賃貸人の一部に対し、 ① 平成29年2月分以後の賃料について、㈱はるやまホールディングスが消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いた上記賃料と同額の賃料を支払った。 ② 令和元年10月分以後の賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
情報通信業 (2.6.26勧告)	ふるさと納税ポータルサイトの企画・運営等の事業を営む㈱さとふるは返礼品提供事業者の一部に対し、令和元年10月1日以後に供給を受けた返礼品の単価について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
製造業 (2.8.3勧告)	足場等の仮設機材の製造販売、組立・解体工事業等を営む㈱ダイサンは、足場取付等業務を委託している個人事業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の単価について、それぞれ同日前の単価にそれぞれ同日における消費税率引上げ分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該単価に一定期間の施工数量等を乗じた額を支払うことにより、消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い額を当該業務の対価として支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
運輸業 (2.12.10勧告)	貨物自動車運送事業を営むカトーレック㈱は、配送業務を委託している委託配送業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の報酬単価又は月額報酬について、それぞれ消費税率引上げ分を上乗せせずに当該業務の委託料を支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）

(2) 主な指導事例

業種	違反行為の概要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であり、衣料品等の通信販売業を営むA社は、商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、仕入代金を本体価格で定めて月単位で支払うこととしていたところ、平成26年4月以後、納品商品又は発注伝票ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税相当額として支払うことにより、支払対象期間の本体価格の合計額に消費税率を乗じて得られた消費税相当額から、その一部を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
不動産業	不動産取引業等を営むB社は、建築工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、平成31年4月から令和元年9月にかけて契約し、令和元年10月1日以後に引渡しを受けた工事について、本体価格に旧税率（8%）を適用して支払うことにより、本体価格に新税率（10%）を適用した消費税込みの金額から減じていた。	第3条第1号前段（減額）
娯楽業	スポーツチームを運営するC社は、イベント出演に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、令和元年10月以後、本体価格に消費税相当額を上乗せせず支払うことにより、消費税相当額を減じていた。	第3条第1号前段（減額）
サービス業	粗大ごみの回収・処理事業を行うD市は、粗大ごみの収集運搬業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。	第3条第1号後段（買いたたき）

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
情報通信業	システム開発業を営むE社は、システムの構築・運用支援等業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定め、又は消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
製造業	農業用機械の製造業を営むF社は、製品の組立て業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
運輸業	貨物自動車運送事業を営むG社は、運送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金とは別建てで支払うこととしている令和元年10月1日以後の消費税込みの有料道路の利用料について、消費税率引上げに伴う料金改定が行われたにもかかわらず反映することなく、据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
教育・学習支援事業	法定講習等の実施機関であるH法人は、講師業務を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、平成26年4月1日以後、消費税額の記載欄のない様式の請求書を指定すること、端数が出ないよう見積りは税込価格で提出することを求める文書を交付すること、及び特定供給事業者からの本体価格で交渉を行いたい旨の申出を断ることにより、本体価格での交渉を拒んでいた。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日までの消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしていた。

2 届出の受付等

令和2年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）1件の届出を受け付けた。消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）の届出はなかった（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。

また、届出の方法等について、令和2年度においては、2件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
令和2年度	1	0	1
令和元年度	8	0	8
累計（注1）	203	140	343

（注1）平成25年10月から令和3年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	令和2年度	令和元年度	累計（注2）	令和2年度	令和元年度	累計（注2）
製造業	0	1	96	0	0	79
卸売業	0	1	60	0	0	49
小売業	0	4	55	0	0	45
サービス業	1	3	52	0	0	22
その他（注4）	0	0	29	0	0	10
合計	1	9	292	0	0	205

（注2）平成25年10月から令和3年3月までの累計である。

（注3）複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

（注4）「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和2年度においては30回実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和2年度においては、職員を1回派遣した。

(3) 消費税転嫁対策特別措置法に係る e ラーニング資料の公開

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前記(1)の説明会への参加を見合わせざるを得ない事業者が存在する可能性等を考慮し、事業者がいつでも消費税転嫁対策特別措置法の内容を学ぶ機会を提供するため、同法に係る e ラーニング資料（音声解説付）を作成し、ウェブサイト上に公開した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報等

(1) パンフレットの配布

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明したパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と協力して改訂し、転嫁拒否行為のよくある違反事例の概要等を紹介したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」と併せて、全国の商工会議所、商工会、地方公共団体等に約40万部配布した。

(2) ウェブサイトの活用

ア 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、前記(1)の事業者等向けパンフレット等の各種資料のほか、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイトの「消費税転嫁対策コーナー」に掲載している。

令和2年度においては、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」に請負単価（税込み）の端数処理（四捨五入）に関する質問を追記した。

イ インターネットによる申告の対応

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業者が、いつでも電子的手段により消費税転嫁対策特別措置法の違反被疑情報を申し出ることができるよう、電子申告窓口を開設した。

(3) マスメディアを利用した集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、各種媒体を利用した事業者向け広報を実施している。令和2年度においては、令和元年度に引き続き、新聞、雑誌、バナー広告等を活用した事業者向け広報を実施し（6月）、転嫁拒否行為が禁止されていること等を積極的に周知した。

3 消費税転嫁対策特別措置法の失効に関する取組

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法の失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の

考え方をQ & A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ & A」を作成し、消費税転嫁対策コーナーに掲載した。